

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 106

アフリカにおけるエンフォースメントによる救済：
ボツワナ、ジンバブエ、ザンビア、モザンビーク、アンゴラ、
マダガスカル

目次

はじめに	2
ボツワナ	2
1. 関係機関.....	2
2. 水際対策 —— 税関.....	3
3. 市場の強制捜査	3
4. その他の手段.....	4
ジンバブエ.....	5
1. 関係機関.....	5
2. 水際対策 —— 税関.....	5
3. 市場の強制捜査	6
4. 司法による法執行.....	7
5. その他の手段.....	7
ザンビア	8
1. 関係機関.....	8
2. 水際対策 —— 税関.....	8
3. 市場の強制捜査	9
4. その他の手段.....	10
モザンビーク	11
1. 関係機関.....	11
2. 水際対策 —— 税関.....	11
3. 市場の強制捜査	11
4. 司法的手段	12

5. その他の手段.....	13
アンゴラ	13
1. 関係機関.....	13
2. 水際対策 ―― 税関.....	13
3. 市場の強制捜査	14
4. 司法的手段	15
5. その他の手段.....	15
マダガスカル	16
1. 関係機関.....	16
2. 水際対策 ―― 税関.....	16
3. 市場の強制捜査	17
4. 司法的手段	17
5. その他の手段.....	17

はじめに

アフリカ全域に広がる模倣品問題や著作権侵害との闘いにおいて、知的財産権のエンフォースメントは非常に重要な要素である。ボツワナ、ジンバブエ、ザンビア、モザンビーク、アンゴラ、マダガスカルといった国々の権利者はさまざまな課題に直面しており、堅固なエンフォースメント機構を必要としている。今回のスペシャル・ニュースレターは、これらの法域でのエンフォースメントによって得られる救済の概要を示すものであり、エンフォースメントを担当する機関、関連法規、水際対策措置、市場の強制捜査、司法手続その他の主要な側面を紹介している。

ボツワナ

1. 関係機関

ボツワナには、知的財産の保護および模倣品取引と著作権侵害の取締りを主な業務とする機関や法的枠組みがいくつか存在する。そのような機関としては、企業・知的財産機関（Companies and Intellectual Property Authority；CIPA）、ボツワナ統一歳入庁（Botswana Unified Revenue Service；BURS）、ボツワナ警察庁（Botswana Police Service）、ボツワナ医薬品規制局（Botswana Medicines Regulatory Authority；BOMRA）等がある。

2. 水際対策 ―― 税関

ボツワナ統一歳入庁 (Botswana Unified Revenue Service ; BURS)

- ウェブサイト：<https://www.burs.org.bw/>
- 関連法規：ボツワナ統一歳入庁法 (Botswana Unified Revenue Service Act¹)
- 保護対象となる権利：商標および著作権
- 独自の商標登録制度：なし。ただし、税関当局と連携して活動することができる。
- 職権によるエンフォースメント：あり。BURS は、権利者からの告発がなくても税関検査の過程で模倣品を押収することができる。
- 通知方法：権利者への通知は侵害被疑製品の発見から 10 日以内に行われるのが普通であり、通常は書面による通知が交付される。権利者が押収品の解放を阻止するためには、所定の期間内に訴訟を提起しなければならない。所定の期限までに何らかの措置がとられない場合、税関は押収品を解放することができる。
- 制裁：
 - 初犯の場合：200 ボツワナ・プラ (米ドル換算で 15 ドル；日本円換算で 2,200 円) 以下の罰金または 6 か月以下の禁錮またはその両方。
 - 累犯の場合：400 ボツワナ・プラ (米ドル換算で 30 ドル；日本円換算で 4,400 円) 以下の罰金または 1 年以下の禁錮またはその両方。
- その他の重要事項：
 - BURS には知的財産侵害の調査と訴追を主な業務とする模倣品取締班があり、国際機関と協力してエンフォースメント活動の改善に取り組んでいる。

3. 市場の強制捜査

ボツワナ警察庁 (Botswana Police Service)

- ウェブサイト：<https://www.gov.bw/ministries/botswana-police-service>
- 関連法規：刑法 (Penal Code²)
- 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権、営業秘密、地理的表示
- 職権によるエンフォースメント：あり。警察は、権利者からの事前の告発がなくても、強制捜査を実施して模倣品を押収することができる。
- 制裁：

¹ https://www.burs.org.bw/phocadownload/Revenue_laws/CAP%2053-03%20Botswana%20Unified%20Revenue%20Services%20Act.pdf

² <https://botswanalaws.com/consolidated-statutes/principle-legislation/penal-code>

- 商品・価格・各種料金規制法（Control of Goods, Prices, and Other Charges Act³）に基づく制裁：
 - 初犯の場合：200 ボツワナ・プラ（米ドル換算で 15 ドル；日本円換算で 2,200 円）以下の罰金または 6 か月以下の禁錮またはその両方。
 - 累犯の場合：400 ボツワナ・プラ（米ドル換算で 30 ドル；日本円換算で 4,400 円）以下の罰金または 1 年以下の禁錮またはその両方。
- 消費者保護法（Consumer Protection Act⁴）に基づく制裁：
 - 50,000 ボツワナ・プラ（米ドル換算で 3,680 ドル；日本円換算で 544,500 円）以下の罰金または 3 年以下の禁錮またはその両方。
- その他の罰金：
 - 5,000～100,000 ボツワナ・プラの罰金（商品の価額または関税回避額に基づいて計算される）。
- 禁錮：
 - 税関手続の不遵守については 2 年以下の禁錮。重大な犯罪（密輸、禁制品の所持など）の場合は 10 年以下の禁錮。
- その他の重要事項：
 - 模倣品の取締りに当たって、警察は、CIPA、BURS、国際的な法執行機関など他の機関と連携して動くことが多い。

4. その他の手段

企業・知的財産機関（Companies and Intellectual Property Authority ; CIPA）

- ウェブサイト：<https://www.cipa.co.bw/>
- 関連法規：2011 年企業・知的財産機関法（Companies and Intellectual Property Authority Act of 2011⁵）
- 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権
- 独自の商標登録制度：なし。ただし、税関当局と連携して活動することができる。
- 職権によるエンフォースメント：なし。ただし、法執行機関と協力して活動することができる。
- CIPA は法執行機関や規制当局と協力して知的財産法および事業法を執行している。主要な協力関係としては以下のようなものが挙げられる。
 - ボツワナ警察庁（BPS）および贈収賄・経済犯罪捜査局（Directorate on Corruption and Economic Crime ; DCEC）：知的財産犯罪および詐欺的な事業活動の捜査を支援する。

³ <https://www.gov.bw/sites/default/files/2020-03/CONTROL%20OF%20GOODS%20%2C%20PRICES%20AND%20OTHER%20CHARGES%20ACT.pdf>

⁴ <https://botswanalaws.com/consolidated-statutes/principle-legislation/consumer-protection1>

⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/15291>

- ボツワナ統一歳入庁（BURS — 税関）：情報共有と税関職員教育を通じて模倣品の輸入を阻止する。
- 検察庁（Directorate of Public Prosecutions；DPP）：専門家の報告と事件書類の作成による訴訟支援。

ボツワナ医薬品規制局（Botswana Medicines Regulatory Authority；BOMRA）

- ウェブサイト：<https://www.bomra.co.bw/>
- 関連法規：「医薬品・医薬関連物質法」（Medicines and Related Substances Act）の下で活動する。
- 保護対象となる権利：医薬品および医療関連の製品に重点を置いている。
- 職権によるエンフォースメント：あり。BOMRA は積極的に市場監視を行っており、模倣品や未登録の医療用品を押収することができる。
- 通知方法：権利者には通常 10 営業日以内に通知が交付される。権利者が通知に応答する際に猶予期間は与えられない。
- 制裁：
 - 200 ボツワナ・プラ（米ドル換算で 15 ドル；日本円換算で 2,200 円）以上 400 ボツワナ・プラ（米ドル換算で 30 ドル；日本円換算で 4,400 円）以下の罰金。
- その他の重要事項：
 - 模倣医薬品が市場に侵入するのを阻止するため、BOMRA は税関、警察その他の規制当局との緊密な協力の下で活動している。

ジンバブエ

1. 関係機関

ジンバブエでは、いくつかの機関と法的枠組みが一体となって模倣品取引や著作権侵害の取締りを行っている。こうした活動に従事する機関としては、ジンバブエ歳入庁（Zimbabwe Revenue Authority；ZIMRA）、関税・消費税局（Directorate of Customs and Excise）、ジンバブエ警察（Zimbabwe Police Force）、消費者保護委員会（Consumer Protection Commission；CPC）、ジンバブエ医薬品規制局（Medicines Control Authority of Zimbabwe；MCAZ）等があり、他にも国際協力や消費者保護に携わる組織が取締りに関与している。

2. 水際対策 — 税関

ジンバブエ歳入庁（Zimbabwe Revenue Authority；ZIMRA）

- ウェブサイト：<https://www.zimra.co.zw/>

- 関連法規：関税・消費税法 [23:02 章] (Customs and Excise Act [Chapter 23:02]⁶)
- 保護対象となる権利：商標、著作権、特許
- 独自の商標登録制度：なし。
- 職権によるエンフォースメント：なし。権利者から正式な通知を受け取ってから行動するのみである。
- 通知方法：ZIMRA は模倣品の疑いのある製品について公式な通信経路を通じて権利者に通知し、当該製品の詳細を伝える。権利者が製品の真贋を確認するために 7 日間の猶予が与えられる。権利者から応答がない場合、ZIMRA はその後の措置を進めることができる。ZIMRA は模倣品の疑いのある製品を 10 営業日にわたって保管することができる。権利者が法的措置をとらない場合、ZIMBA は押収した製品を解放することができる。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 違反の重大性に応じて 1,250~125,000 ジンバブエ・ゴールド (米ドル換算で 46.88~4,687.50 ドル；日本円換算で 6,963~696,378 円) の罰金。
 - 罰金徴収の対象となる違反の例として、輸入品の申告漏れや密輸が挙げられる⁷。
 - 禁錮：
 - 模倣品の輸出入の結果として、2 年以下の禁錮刑が科されることがある。刑期の長さは違反の重大性に応じて異なる。
 - 侵害品の押収および廃棄。
- 付記：一部のエンフォースメント措置については、保証金の預託が要求されることがある。累犯者に対しては、法に基づき刑罰が加重される。

3. 市場の強制捜査

ジンバブエ共和国警察 (Zimbabwe Republic Police ; ZRP)

- ウェブサイト：<https://www.zrp.gov.zw/>
- 関連法規：著作権・著作隣接権法[26:05 章] (Copyright and Neighbouring Rights Act [Chapter 26:05]⁸)；商標法[26:04 章] (Trade Marks Act [Chapter 26:04]⁹)
- 保護対象となる権利：商標、著作権、著作隣接権
- 独自の商標登録制度：なし。ただし、権利者は模倣品の疑いのある製品を届け出ることができる。
- 職権によるエンフォースメント：なし。権利者からの正式な告発が必要。

⁶ <https://disasterlaw.ifrc.org/media/3330>

⁷ <https://disasterlaw.ifrc.org/media/3330>

⁸ <https://www.jsc.org.zw/upload/Acts/2004/2605updated.pdf>

⁹ <https://www.jsc.org.zw/upload/Acts/2016/2604updated.pdf>

- 通知方法: 模倣品の疑いのある製品は、書面により権利者に通知される。当該製品の所有者は、60日以内に押収解除の条件を満たさなければならない。押収解除の条件が90日以内に満たされない場合、ZIMRAは押収品を見切り品として売却処分に付すか、没収して国庫に帰属させることができる。
- 制裁:
 - 罰金:
 - 輸入品の申告漏れ: 1,250~125,000 ジンバブエ・ゴールド (米ドル換算で 46.88~4687.50 ドル; 日本円換算で 6,963~696,378 円)。
 - 密輸: 125,000 ジンバブエ・ゴールド (米ドル換算で 4687.50 ドル; 日本円換算で 696,378 円) 以下。
 - 模倣品の所持: 5,000~50,000 ジンバブエ・ゴールド (米ドル換算で 366~3,667.50 ドル; 日本円換算で 54,525~545,252 円)。
 - 禁錮: 重大な違反に対しては禁錮刑が科されることがある。
 - 製品の押収。
- 保証金の預託: 警察によるエンフォースメント措置を求める権利者は、保証金を預託しなければならない。

4. 司法による法執行

ジンバブエ高等裁判所 (High Court of Zimbabwe) — ジンバブエ司法サービス委員会 (Judicial Service Commission of Zimbabwe ; JSC)

- ウェブサイト: <https://www.jsc.org.zw/>
- 関連法規: 知的財産裁判所法[26:06 章] (Intellectual Property Tribunal Act [Chapter 26:06]¹⁰)、競争法[14:28 章] (Competition Act [Chapter 14:28]¹¹)、関税・消費税法[23:02 章] (Customs and Excise Act [Chapter 23:02]¹²)
- 保護対象となる権利: 知的財産、不正競争行為、物品の輸出入に関わる権利
- 救済: 差止命令、損害賠償、不当利得の返還、模倣品の押収/廃棄。

5. その他の手段

消費者保護委員会 (Consumer Protection Commission ; CPC)

- ウェブサイト: <https://cpc.org.zw/>
- 職務: 消費者保護法 (模倣品や粗悪品に関係する法律を含む) を執行する。

¹⁰ <https://www.law.co.zw/download/intellectual-property-tribunal-act-chapter-2608/>

¹¹ <https://www.law.co.zw/download/1906/>

¹² <https://www.law.co.zw/download/customs-and-excise-act-chapter-2302/>

- エンフォースメントの権限：CPC は、権利者からの告発がなくても独自に調査を実施し、模倣品を取り締まることができる。
- 啓発活動：公告を発行し、模倣品や粗悪品について消費者に警告する。

ジンバブエ医薬品規制局（Medicines Control Authority of Zimbabwe ; MCAZ）

- ウェブサイト：<https://www.mcaz.co.zw/>
- 職務：医薬品を規制し、模倣医薬品を抑制する。
- エンフォースメントの権限：MCAZ は調査を実施して模倣医薬品を取り締まる権限を有しており、権利者からの告発は要求されない。
- 啓発活動：消費者保護のため、模倣医薬品に関して公的な警報を発信する。

国際協力と消費者保護

- ジンバブエは世界税関機構（World Customs Organization ; WCO）と協力して模倣品に対するエンフォースメントを強化している。
- 2019年消費者保護法（Consumer Protection Act (2019)）は、模倣品の販売を調査し、取り締まる権限を競争・消費者局（Competition and Consumer Authority）に与えている。
- ジンバブエ企業・知的財産局（Companies and Intellectual Property Office of Zimbabwe ; CIPZ）は、知的財産権の登録とエンフォースメントを監督している。

ザンビア

1. 関係機関

ザンビアでは、いくつかの機関と法的枠組みが一体となって知的財産権を執行し、模倣品取引や著作権侵害の取締りを行っている。こうした活動に従事する機関としては、特許・企業登録局（Patent and Companies Registration Agency ; PACRA）、ザンビア歳入庁（Zambia Revenue Authority ; ZRA）、ザンビア警察庁（Zambia Police Services）、ザンビア基準局（Zambia Bureau of Standards ; ZABS）等が挙げられる。

2. 水際対策 ― 税関

ザンビア歳入庁（Zambia Revenue Authority ; ZRA） ― 関税局（Customs Division）

- ウェブサイト：<https://www.zra.org.zm/>

- 関連法規：関税・消費税法（Customs and Excise Act¹³）
- 保護対象となる権利：商標、著作権、特許
- 独自の商標登録制度：商標登録制度に関しては、容易に入手できる情報はない。
- 職権によるエンフォースメント：あり。税関職員は、模倣品の疑いのある商品を国境に留置する権限を有している。
- 通知方法：模倣品が発見された場合、税関は権利者にその詳細を知らせ、権利者が法的措置をとる機会を与える。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 初犯の場合、2,000 ザンビア・クワチャ（米ドル換算で 69 ドル；日本円換算で 10,371 円）以下の罰金が科されることがある。
 - 禁錮：
 - 初犯の場合は 6 か月以下の禁錮。
 - 人間の安全衛生にとって危険と見なされる模倣品の場合、禁錮の期間は 10 年まで延長されることがある。
- 付記：権利者は、所有権の所在を示す証拠の提出を要求されることがあり、押収品の保管や廃棄に関する費用の負担を求められる可能性もある。

3. 市場の強制捜査

ザンビア警察庁（Zambia Police Service） — 知的財産課（Intellectual Property Unit ; IPU）

- ウェブサイト：<https://www.zambiapolice.gov.zm/>
- 関連法規：刑法（Penal Code Act¹⁴）、商品表示法（Merchandise Marks Act¹⁵）
- 保護対象となる権利：商標、著作権、著作隣接権
- 独自の商標登録制度：明確な情報が提供されていない。
- 職権によるエンフォースメント：あり。警察は、事前の届け出がなくても強制捜査を実施して模倣品を押収する権限を有している。
- 通知方法：IPU が模倣品の疑いのある製品を発見した場合、公式の電子通信ルートを通じて権利者に通報する。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 模倣品の輸出入：侵害の規模と商品の価額に応じて 5,000～50,000 ザンビア・クワチャ（米ドル換算で 174～1,744 ドル；日本円換算で 25,929～259,291 円）の罰金（さらに増額されることもある）。

¹³ <https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/Customs%20and%20Excise%20Act.pdf>

¹⁴ <https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/Penal%20Code%20Act.pdf>

¹⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5381>

- 知財関連製品の申告漏れ：違反の程度と申告漏れ商品の価額に応じて 10,000～100,000 ザンビア・クワチャ（米ドル換算で 348～3,488 ドル；日本円換算で 51,858～518,583 円）の罰金。
- 商品の押収：
 - 商品が押収された場合に別途罰金が科されることはないが、商品の保管と処理に要した費用は侵害者の負担となる場合がある。
- 禁錮：
 - 累犯や重大な違反の場合、税関当局は、警察または裁判所に事件を付託することができる。その結果、1 年以上 5 年以下の禁錮刑が科されることがある（特に大規模な模倣品事業や密輸活動が絡んだ事件の場合）。
- 付記：権利者が積極的に警察に協力している場合、エンフォースメント活動の実効性が高まる可能性がある。

4. その他の手段

特許・企業登録局（Patent and Companies Registration Agency ; PACRA）

- ウェブサイト：<https://www.pacra.org.zm/>
- 関連法規：PARCA は特許法 (Patents Act¹⁶)、商標法 (Trademarks Act¹⁷)、登録意匠法 (Registered Designs Act¹⁸) に基づいて活動している。
- 保護対象となる権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権
- 独自の商標登録制度：商標登録制度に関しては、容易に入手できる情報はない。
- 職権によるエンフォースメント：なし。ただし、他の法執行当局と連携して活動することはある。
- 通知方法：模倣品が発見された場合、PACRA は公式ルートを通じて権利者に通知し、侵害の詳細を伝えることができる。
- 制裁：事件の重大性に応じて、上述した罰金、禁錮、模倣品の押収等の制裁が科されることがある。
- 付記：エンフォースメント活動を効率的に実施するため、権利者は自らの知的財産を PACRA に登録しておくことが望ましい。

ザンビア基準局（Zambia Bureau of Standards ; ZABS）

- ウェブサイト：<https://www.zabs.org.zm/>
- 職務：製品の品質規格適合性を保証し、国の規則に合致していない模倣品の取締りを支援する。

¹⁶ <https://www.pacra.org.zm/wp-content/uploads/2022/06/The-Patents-Act-No.-40-of-2016.pdf>

¹⁷ <https://www.pacra.org.zm/wp-content/uploads/2024/02/Trade-Marks-Act-No.-11-of-2023.pdf>

¹⁸ <https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/Registered%20Designs%20Act.pdf>

モザンビーク

1. 関係機関

モザンビークでは、模倣品取引や著作権侵害に対する知的財産権のエンフォースメントに複数の機関と法的枠組みが関わっている。これらの機関には、産業財産機関（Institute for Intellectual Property ; IPI）、モザンビーク関税局（Mozambique Customs Administration ; MCA）、国立品質・標準化研究所（National Institute of Standardization and Quality ; INNOQ）、警察などが含まれる。

2. 水際対策 ―― 税関

モザンビーク関税局（Mozambique Customs Administration ; MCA）

- URL : <https://tradecouncil.org/customs/mozambique-customs-fight-counterfeit-crime/>
- 関連法規：2022年（改正）関税・消費税法（Customs and Excise (Amendment) Act, 2022）
- 保護対象となる権利：輸入品に関係する商標および著作権
- 独自の商標登録制度：モザンビークは商標登録制度を設けている。商標登録の有効期間は登録出願日から12か月で、その後は12か月ごとに無制限の更新が可能である。
- 職権によるエンフォースメント：あり。税関職員は、権利者からの正式な告発がなくても模倣品の疑いのある製品を押収する権限を有している。
- 通知方法：模倣品の疑いのある製品が押収された場合、税関は通知書またはeメールによって権利者に通知することができる。その後、権利者が製品の真贋を確認するために10営業日の猶予が与えられる。
- 制裁：
 - 製品の押収と廃棄。
 - 罰金：
 - 違反の重大性に応じて50,000～500,000モザンビーク・メティカル（米ドル換算で782～7,825ドル；日本円換算で116,530～1,165,300円）の罰金。
 - 事業者による告発の対象となった模倣品の数量は罰金額に関係しない。
 - 禁錮：
 - 重大な侵害の場合、禁錮刑が科されることがある。
- その他の注意点：MCAは世界税関機構（World Customs Organization ; WCO）を始めとする国際機関との協力により、模倣品の発見・押収能力の向上を図っている。

3. 市場の強制捜査

モザンビーク国家警察 (Mozambique National Police)

- ウェブサイト：なし。ただし、警察の情報は以下のウェブサイトに掲載されている：
<https://www.interpol.int/en/Who-we-are/Member-countries/Africa/MOZAMBIQUE>
- 関連法規：産業財産法（2015年法令第47号）（Industrial Property Code (Decree 47/2015)¹⁹）
- 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、地理的表示、営業秘密およびノウハウ、植物品種保護
- 独自の商標登録制度：該当しない。
- 職権によるエンフォースメント：あり。警察は、事前の告発がなくても模倣品に対するエンフォースメント活動に着手することができる。
- 通知方法：権利者への通知は、エンフォースメント活動の実施中または実施後に交付されるのが普通である。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 侵害の規模と侵害に係る模倣品の数量に応じて 50,000～500,000 モザンビーク・メティカル（米ドル換算で 782～7,825 ドル；日本円換算で 116,530～1,165,300 円）の罰金。
 - 禁錮：
 - 模倣品絡みの重大な犯罪について有罪と認定された場合、1～5年の禁錮刑が科されることがある。累犯の場合や大規模な模倣品事業の場合、刑罰が加重される。
 - 模倣品の廃棄：
 - 通常、模倣品の押収と廃棄が行われる。
- その他の注意点：エンフォースメントが限定的であったり選択的であったりする場合はしばしばある。権利者との協力によって、エンフォースメントの実効性を高めることができる。

4. 司法的手段

モザンビークの民事裁判所 (Mozambique Civil Courts)

- ウェブサイト：提供されていない。
- 関連法規：産業財産法（2015年法令第47号）（Industrial Property Code (Decree 47/2015)）
20
- 保護対象となる権利：すべての知的財産権
- 管轄裁判所：知的財産侵害訴訟に対する管轄権は民事裁判所に帰属する。
- 救済：差止命令、損害賠償、侵害品の廃棄または没収

¹⁹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16076>

²⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/16076>

5. その他の手段

産業財産機関（Institute for Intellectual Property ; IPI）

- ウェブサイト：<https://www.ipi.gov.mz>
- 関連法規：産業財産法（2015年法令第47号）（Industrial Property Code (Decree 47/2015)）
- 保護対象となる権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権
- 独自の商標登録制度：正式な制度は設けられていない。
- 職権によるエンフォースメント：限定的。登録の管理と行政機能が主要な職務となる。
- 通知方法：通知方法の詳細は明示されていない。
- 制裁：IPIが直接エンフォースメント活動に関与することはない。
- その他の注意点：IPIはモザンビークにおける知的財産権の登録と管理を監督している。

国立品質・標準化研究所（National Institute of Standardization and Quality ; INNOQ）

- ウェブサイト：<https://www.innoq.gov.mz>
- 関連法規：産業財産法（2015年法令第47号）（Industrial Property Code (Decree 47/2015)）
- 保護対象となる権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権
- 独自の商標登録制度：正式な制度は設けられていない。
- 職権によるエンフォースメント：限定的。通常は告発に基づいて行動する。
- 通知方法：通知方法の詳細は明示されていない。
- 制裁：違反者には罰金が科され、禁錮刑が科される可能性もある。提供された情報源には罰金額の詳細は示されていない。
- その他の注意点：INNOQは品質規格の施行と執行について責任を負う。模倣品の監視もINNOQの業務に含まれる。

アンゴラ

1. 関係機関

アンゴラには、知的財産の保護および模倣品取引と著作権侵害の取締りを主な業務とする機関や法的枠組みがいくつか存在する。そのような機関としては、アンゴラ産業財産庁（Angolan Institute of Industrial Property ; IAPI）、文化省（Ministry of Culture）、関税局（Customs Authorities）、国家警察（National Police）、国立標準化・品質研究所（National Institute for Standardization and Quality ; INIQ）などがある。

2. 水際対策 ―― 税関

税務管理総局（ポルトガル語の正式名は *Administração Geral Tributária ; AGT*）

- ウェブサイト：<https://agt.minfin.gov.ao/PortalAGT/#/>
- 関連法規：関税法（2006年法令第5号）（Customs Code (Decree No. 5/06)²¹）、産業財産法（1992年法令第3号）（Law No. 3/92 on Industrial Property²²）
- 保護対象となる権利：商標、特許、実用新案、商号、地理的表示、不正競争行為に関する権利
- 独自の商標登録制度：あり。アンゴラの税関登録の有効期間は12か月で、さらに12か月の期間について更新が可能。
- 職権によるエンフォースメント：あり。侵害被疑製品の検査と押収を行うことができる。
- 通知方法：権利者には通知が交付され、権利者は通知の日から10営業日以内に留置された製品に関して税関に応答しなければならない。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 知的財産侵害品の輸出入に対する罰金：100,000～5,000,000 アンゴラ・クワンザ（米ドル換算で108～5,428ドル；日本円換算で16,090～804,500円）。大規模な侵害の場合には罰金が加重されることがある。
 - 禁錮：
 - 5年以下の禁錮。大規模な模倣品取引の場合には刑期が10年に延長されることもある。

3. 市場の強制捜査

国家警察（ポルトガル語の正式名は *Polícia Nacional de Angola ; PNA*）

- ウェブサイト：<https://pna.gov.ao/>
- 関連法規：アンゴラ刑法（Angola's Criminal Code²³）、産業財産法
- 職権によるエンフォースメント：あり。警察が模倣品販売の疑いを抱いた場合、自発的に市場の強制捜査を行う権限を有する。
- 通知方法：強制捜査の際に権利者との調整を行うことがある。
- 制裁：
 - 罰金：
 - 模倣品事業に従事した場合：事件の重大性と組織犯罪への関与に鑑み、10,000～1,000,000 アンゴラ・クワンザ（米ドル換算で10～1,090ドル；日本円換算で1,611～161,197円）の罰金。

²¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/6425>

²² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5667>

²³ <https://www.embaixadadeangola.com/pdf/Codigo-Penal-2020.pdf>

- 模倣品の輸出入または販売：罰金額は 100,000～5,000,000 アンゴラ・クワンザ（米ドル換算で 109～5,450 ドル；日本円換算で 16,119～805,985 円）となる。
 - 禁錮：
 - 模倣品の輸入、販売または頒布について 1～5 年の禁錮刑が科されることがある。
 - 大規模な犯行や組織的な模倣品事業の場合、禁錮刑の刑期は 10 年を上限として延長されることがある。
 - 製品の押収および廃棄。
- その他の重要事項：権利者は、証拠の提出や法執行当局への積極的な協力により、エンフォースメントにおいて重要な役割を果たす。

4. 司法的手段

- 知財エンフォースメントに特化した専門の裁判所は存在しない。
- 保護対象となる権利：商標、特許、著作権、意匠。
- 裁判所の管轄権：知的財産権侵害訴訟に対する管轄権を有する。
- 利用可能な救済：
 - 侵害者は罰金刑および禁錮刑に処される。
 - 以後の侵害を防止するための差止命令。
 - 模倣品の押収および廃棄。

5. その他の手段

アンゴラ産業財産庁（Angolan Institute of Industrial Property ; IAPI）

- ウェブサイト：<https://gue.gov.ao/portal/marcas-e-patentes-iapi>
- 関連法規：1992 年法律第 3 号（Law No. 3/92²⁴）
- 保護対象となる権利：商標、特許、実用新案、商号、地理的表示、不正競争行為に関する権利
- 職権によるエンフォースメント：なし
- 通知方法：IAPI は、発見された模倣品について通知することができる。それ以上に詳細な情報は提供されていない。
- 侵害に対する制裁には、罰金、禁錮、模倣品の廃棄が含まれる。
- その他の重要事項：登録後 2 年連続して商標が使用されなかった場合、商標登録が取り消される可能性がある。

文化省（Ministry of Culture）

²⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5667>

- ウェブサイト：<https://www.micultur.gov.mz/>
- 職務および法的枠組み：アンゴラ著作権法の執行と文学的・美術的著作物の保護について責任を負う。
- エンフォースメントおよび制裁：
 - 著作権を執行するために権利者が行動を起こす必要がある場合がしばしばある。
 - 著作権侵害に対しては、国の法律の規定に従って罰金、禁錮等の制裁が科されることがある。
- 課題：リソース面の制約とテクノロジーの急速な進化がエンフォースメントを困難なものにしている。

国立標準化・品質研究所（National Institute for Standardization and Quality ; INIQ）

- ウェブサイト：<https://www.iso.org/home.html>
- 職務と法的枠組み：製品を国家規格および品質管理規則に確実に適合させることにより、間接的に知的財産権を支援する。
- エンフォースメントおよび制裁：
 - INIQ は規格適合性を確認するために検査を実施するが、この検査が模倣品の発見に役立つことがある。
 - 規格に適合しない製品が発見された場合、INIQ は適切な当局に通報する。
 - 規格不適合に対する制裁には、罰金と製品のリコールが含まれる。
- その他の重要事項：権利者は、INIQ に協力して国家規格に適合していない模倣品の検出を支援することができる。

マダガスカル

1. 関係機関

マダガスカルには、模倣品取引や著作権侵害に対処する上で重要な機関および法的枠組みが設けられている。これらの機関には、マダガスカル産業財産庁（Malagasy Office of Industrial Property ; OMAPI）、マダガスカル著作権局（Malagasy Office for Copyrights ; OMDA）、警察当局、他の標準化団体などが含まれる。

2. 水際対策 ― 税関

マダガスカル税関（仏語の正式名：Douanes Malagasy）

- ウェブサイト：<https://www.douanes.gov.mg/>

- 関連法規：1989年法令第019号（Ordinance No. 89-019²⁵）、1994年法律第036号（Law No. 94-036²⁶）
- 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権
- 独自の商標登録制度：なし
- 職権によるエンフォースメント：明確に定義されていない。
- 通知方法：なし。権利者から税関への通報に基づいて活動する。
- 税関（Customs Authorities）：国の関税規則および知的財産法に基づき、模倣品の輸出入を抑制するために活動している。税関は特許、商標、意匠、著作権など様々な知的財産を保護している。しかし、税関のエンフォースメント戦略の詳細、税関への商標登録制度、侵害者への制裁については詳細な情報が提供されていない。
- 制裁：詳細な情報はないが、罰金と禁錮が含まれる。

3. 市場の強制捜査

警察

ウェブサイト：警察自体はウェブサイトを運営していないが、警察関連の情報は以下のサイトに掲載されている：

<https://www.interpol.int/en/Who-we-are/Member-countries/Africa/MADAGASCAR>

- 警察当局：警察の職務にはさまざまな知的財産権の保護が含まれており、警察は知的財産を侵害した者に対して自国の刑法を執行する。ただし、エンフォースメントの実態や侵害者の処罰に関する詳細な情報は文書にまとめられていない。

4. 司法的手段

- マダガスカルにおける司法的手段の詳細を記した十分な文書資料がない。
- 民事裁判所：自国の法律と国際協定に基づいて知的財産に関わる紛争を処理し、権利を執行する。民事裁判所は、特許、商標、著作権および意匠が絡んだ訴訟に対し管轄権を有する。
- 法的救済：裁判所は、損害賠償、差止命令その他、知的財産権を保護するために必要な法的措置を命じることができる。

5. その他の手段

マダガスカル産業財産庁（Malagasy Office of Industrial Property ; OMAPI）

- ウェブサイト：<http://www.omapi.mg/>

²⁵ <https://ictpolicyafrica.org/en/document/rlg4w3xrhjt?page=1>

²⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5320>

- 関連法規：1989 年法令第 019 号（Ordinance No. 89-019²⁷）
- 保護対象となる権利：商標、特許、意匠および不正競争行為に対する措置
- 職権によるエンフォースメント：なし
- 通知方法：なし。
- 制裁：エンフォースメント手順、通知手続および制裁に関する具体的な詳細情報を直ちに入手することはできない。

マダガスカル著作権局（Malagasy Office for Copyrights ; OMDA）

- ウェブサイト：<http://www.omda.mg/>（現在はメンテナンス中）
- 関連法規：文学的・美術的財産法（1994 年法律第 036 号）（No. 94-036²⁸ on Literary and Artistic Property）
- 保護対象となる権利：著作権。
- 職権によるエンフォースメント：なし。
- 制裁：エンフォースメント手順、制裁および通知方法に関する情報は明示されていない。

²⁷ <https://ictpolicyafrica.org/en/document/rlg4w3xrhjt?page=1>

²⁸ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/5320>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 106

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2025年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。